

静岡市建設工事における自家警備の試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、交通誘導警備員の確保が困難なひっ迫時において、「自家警備」による交通誘導を試行的に導入するための必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 自家警備

当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務

(2) 指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通誘導警備員Aの配置を要する路線として指定した路線

(3) 連携警備

交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備

(4) 非連携警備

交通誘導員の連携を必要としない警備

(実施条件)

第3条 受注者は、原則警備業者の警備員を交通誘導警備員として配置しなければならないが、交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合に自家警備の実施を可能とする。ただし、第4条の対象工事に該当し、第5条の資格要件を満たす場合に限る。

(対象工事)

第4条 自家警備の対象工事は、「静岡市が管理する国県道の内、指定路線以外」で、次の(1)、(2)いずれかの交通誘導を行う工事とする。この場合、道路の交通量及び車線数等に関する制限はないものとする。

(1) 非連携警備

(2) 連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない(交差点を含まない等)区間で実施する交通誘導

(資格要件)

第5条 自家警備を行う交通誘導員は、次の(1)、(2)いずれかの要件を満たすものとする。

(1) 交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者

(2) 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者

(実施手続)

第6条 自家警備の実施にあたり、受注者は、次の(1)、(2)を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

- (1) 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備業者3社への交渉及び静岡県警備業協会への依頼を行った経緯を「自家警備の理由書」に記し、監督員へ提出する。
- (2) 第5条の資格要件を満たす証明として、検定合格証明書又は受講証明書の写しを監督員へ提出する。

(自家警備の従事者)

第7条 受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。

(実施時における留意事項)

第8条 自家警備の実施にあたっては、次の(1)、(2)に留意する。

- (1) 自家警備を行う交通誘導員は、通行人が他の現場作業員等と判別ができる服装で実施する等、交通誘導に支障をきたすことがないように努めること。
- (2) 自家警備を行う交通誘導員は、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書、及び本人確認書類を現場内で携帯すること。

(費用計上)

第9条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。

(試行の検証)

第10条 自家警備の有効性や課題を把握するため、試行の検証を行い、検証結果について関係機関で協議する。

- 2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを図る。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月10日から施行する。
- 2 本要領の施行日以前に契約し施工中の工事において、第6条の実実施手続に係る書類提出の申し出があった場合には、受発注者間の協議の上、必要に応じて本要領を適用することとする。

自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備業者から確保できませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分）
6. 規制内容：
7. 必要な人員： 名
8. 交通誘導警備員の確保のため警備業者3社と交渉した結果

	日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由
1	○月○日	10:00	A警備(株)	○○	054-000-0000	人員の不足
2	○月○日	14:00	(株) B	○○	054-000-0000	短期契約では不可(長期契約は可)
3	○月○日	14:30	(株) C	○○	054-000-0000	遠隔地のため対応できない

9. (一社) 静岡県警備業協会へ情報提供を依頼した日： 年 月 日

10. 自家警備の従事者

	施工業者名	氏名	資格または受講歴	検定合格証明書または受講証明書
1	(株) A建設	○○ ○○	交通誘導警備業務検定2級	H29.10.1 静岡県第000号
2	(株) A建設	○○ ○○	静岡県建設業協会主催の交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行
3	(株) B組	○○ ○○	静岡県建設業協会主催の交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行
4	(株) B組	○○ ○○	静岡県建設業協会主催の交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行

※検定証又は受講証の写しを添付します。

住所
受注者 名称
氏名

交通誘導警備員確保のための情報提供依頼

年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中
一般社団法人静岡県警備業協会 御中

会社名： _____

代表者名： _____

下記の交通誘導業務にあたり警備会社と交渉を行った結果、交通誘導警備員を確保できませんでした。対応可能な会員様がございましたら、年 月 日までに当社までご連絡願います。

記

交通誘導業務の内容

発注機関名 ・担当課名		担当監督員名	
工事名			
箇所名			
道路使用目的			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
交通規制期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (時間： 時 分 ~ 時 分)		
交通規制内容			
必要人員	人		
その他			

連絡先

連絡責任者	
連絡先	
その他	

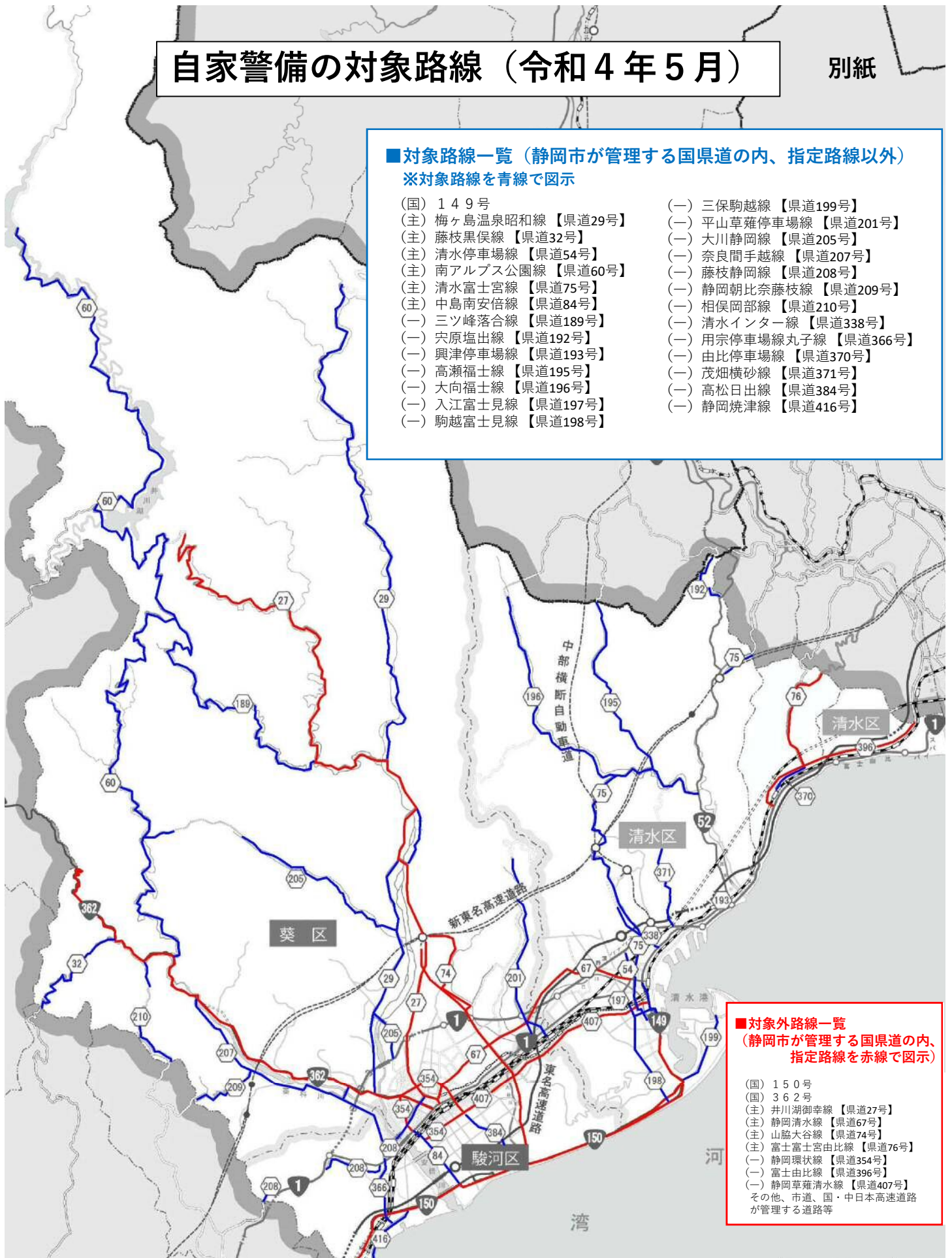
自家警備の対象路線（令和4年5月）

別紙

■対象路線一覧（静岡市が管理する国県道の内、指定路線以外）

※対象路線を青線で図示

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (国) 149号 | (一) 三保駒越線【県道199号】 |
| (主) 梅ヶ島温泉昭和線【県道29号】 | (一) 平山草薙停車場線【県道201号】 |
| (主) 藤枝黒俣線【県道32号】 | (一) 大川静岡線【県道205号】 |
| (主) 清水停車場線【県道54号】 | (一) 奈良間手越線【県道207号】 |
| (主) 南アルプス公園線【県道60号】 | (一) 藤枝静岡線【県道208号】 |
| (主) 清水富士宮線【県道75号】 | (一) 静岡朝比奈藤枝線【県道209号】 |
| (主) 中島南安倍線【県道84号】 | (一) 相俣岡部線【県道210号】 |
| (一) 三ツ峰落合線【県道189号】 | (一) 清水インター線【県道338号】 |
| (一) 穴原塩出線【県道192号】 | (一) 用宗停車場線丸子線【県道366号】 |
| (一) 興津停車場線【県道193号】 | (一) 由比停車場線【県道370号】 |
| (一) 高瀬富士線【県道195号】 | (一) 茂畑横砂線【県道371号】 |
| (一) 大向富士線【県道196号】 | (一) 高松日出線【県道384号】 |
| (一) 入江富士見線【県道197号】 | (一) 静岡焼津線【県道416号】 |
| (一) 駒越富士見線【県道198号】 | |



■対象外路線一覧 （静岡市が管理する国県道の内、指定路線を赤線で図示）

- | |
|------------------------------|
| (国) 150号 |
| (国) 362号 |
| (主) 井川湖御寺線【県道27号】 |
| (主) 静岡清水線【県道67号】 |
| (主) 山脇大谷線【県道74号】 |
| (主) 富士富士宮由比線【県道76号】 |
| (一) 静岡環状線【県道354号】 |
| (一) 富士由比線【県道396号】 |
| (一) 静岡草薙清水線【県道407号】 |
| その他、市道、国・中日本高速道路
が管理する道路等 |